

新型コロナウイルスワクチン

4回目の接種が始まります

市では、国の方針により、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的として4回目のワクチン接種を開始します。対象は60歳以上の人や18～59歳で基礎疾患がある人などで、接種費用は無料です。接種場所や予約方法などは詳細が決まり次第、市ホームページや広報なりたでお知らせします。

接種対象者と使用するワクチン

接種対象者

4回目の接種の対象は、3回目の接種から5カ月以上が経過し、以下のいずれかに当てはまる人です。

- 60歳以上の人
- 18～59歳で、次の基礎疾患などがあり通院・入院をしている人、またはBMI30以上の肥満の人
- ・慢性の呼吸器の病気・心臓病(高血圧を含む)・腎臓病・肝臓病(肝硬変など)
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病、またはほかの病気を併発している糖尿病
- ・血液の病気(鉄欠乏性貧血を除く)
- ・免疫機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む)
- ・ステロイドなど、免疫機能を抑制する治療を受けている
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患

- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害など)
- ・染色体異常
- ・重症心身障害
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を持っている、自立支援医療の精神通院医療で「重度かつ継続」の人)
- ・知的障害(療育手帳を持っている場合)
- 重症化リスクが高いと医師が認める人

使用するワクチン

使用するワクチンは、3回目までに接種したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社製またはモデルナ社製です。

接種券を順次発送します

60歳以上の人

申請は不要です。予約が込み合わないよう、3回目の接種から5カ月経過を目安に順次発送します。

18～59歳で基礎疾患がある人

原則として申請が必要です。申請方法は決まり次第、市ホームページや広報なりたでお知らせします。

ただし、次に当てはまる人の申請は不要です。3回目の接

種から5カ月経過を目安に順次発送します。

- 1・2回目の接種の際、基礎疾患があることを申告して優先接種を受けた人
- 身体障害者手帳(心臓・呼吸器・腎臓・肝臓・免疫機能)・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人、自立支援医療(精神通院医療)を利用している人

基礎疾患がある人は努力義務が適用されません

18～59歳で基礎疾患がある人など、重症化リスクが高い人に対する接種は、予防接種法上の努力義務の適用はありません。

接種は強制ではなく、感染症予防の効果と副反応のリスクについて理解した上で、接種を受ける人の同意がある場合に限り行われます。

ワクチン接種に関する問い合わせ先

市が行う接種については

- 成田市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター…☎0120-11-5828(平日の午前8時30分～午後5時15分)
- 成田市新型コロナウイルスワクチン接種対策室…☎33-7611(平日の午前8時30分～午後5時15分)

ワクチン接種全般については

- 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター…☎0120-761770(午前9時～午後9時)
- 県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口…☎03-6412-9326(24時間年中無休)

*5月24日時点の情報です